

## 第1章 生活・一般情報

## メキシコにおける 個人確定申告

しっかり準備して期限までに申告しよう

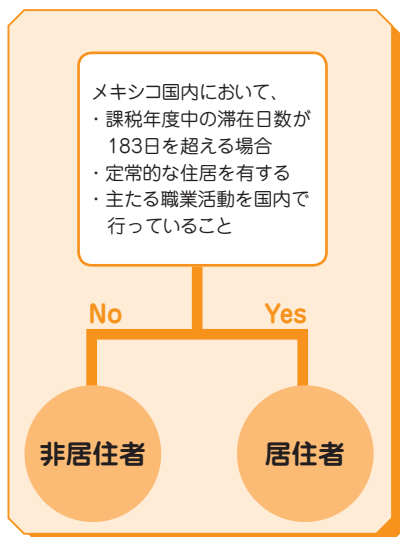
メキシコには、日本のように年末調整はないため、個人で確定申告、いわゆるタックスリターンを行う。個人所得税は日本と同様、国税としての位置づけであり、課税年度は暦年(1月1日～12月31日)、給与所得者の確定申告の期日は4月末までとなっている。また、課税対象としては、雇用主が従業員に提供する各種ベネフィット(住宅家賃や一時帰国交通費、自動車貸与など)のほとんどが、給与として課税対象となる。

## 居住者と非居住者の違い

メキシコでは居住の意図をもって入国した時点から居住者扱いとなり、赴任初年度から居住者として課税される。

居住者と非居住者の定義は、居住者は「メキシコ国内に定常的な住居が存在すること」、「メキシコ国内での課税年度中の滞在日数が183日を超えていること」、「主たる職業活動をメキシコ国内で行っていること」が挙げられ、非居住者は上記以外となる。居住者と非居住者で適用される累進税率表が異なり、居住者に関しては11段階の税率表(最高35%)が、非居住者に関しては3段階(0、15、30%)の税率表が適用される。居住者は全世界所得となり、その税額の計算方法は、【(所得-所得控除)×累進税率-税額控除-既納付額(源泉徴収された税額など)】となる。一方、非居住者はメキシコ源泉所得となり、その税額の計算方法は、【所得×非居住者用累進税率】となる。

## 居住者の判定



## 控除に関して

所得控除の種類としては、医療費控除(実費)、医療保険料控除(実費)、学費控除(小学校:40,000ペソ、中学校:80,000ペソ、高校:24,000ペソ)がある。また、メキシコ居住者に該当する場合、同じ所得に対してメキシコと日本の両方で課税された場合は、両国間の租税条約に基づき、メキシコにおいて外国税額控除(日本で納めるべき税金から、外国で納めた税金分を差し引けるという制度)が適用される。

## 日本払い、メキシコ払いの給与

また、給与のうち、一部が日本の本社から、残りの一部がメキシコ法人から支払われている場合、メキシコ法人で支払われた給与は通常、メキシコ現地で源泉徴収される。そして、日本から支払われている給与を現地法人に付替請求している場合、日本払い給与も、現地法人で源泉徴収することになる。逆に、付替請求していない場合は、翌月17日までに本人が毎月申告しなければならない。

## ペナルティーに関して

また、納付遅延による延滞利息は月次1.13%(単利)となっており、罰金額は未納付額の【55～75%+1,100～27,400ペソ】となる。また、確定申告書の提出遅延による延滞利息は月次1.13%(単利)となってお

り、罰金額は、不作為な申告遅延は1,100～13,720ペソ、申告遅延は1,100～27,440ペソ、電子申告漏れは11,240～22,550ペソとなる。

## 従業員給与税に関して

個人所得に関するそのほかの税はないが、給与を支給する法人側に係る税として、総所得に対して2～3%(州によって異なる)の税率で、従業員給与税(Impuesto Sobre Nominas: ISN)が徴収される。



【執筆】黒岩 洋一  
シニアコンサルタント  
東京コンサルティングファーム



※東京コンサルティングファームの詳細はP.158、237「日本語が通じる弁護士・コンサルティング会社」参照

## 個人所得税 計算フロー

